

平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月23日 閉会

平成27年 3月23日 第13号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 4 4 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第 4 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第 4 6 号 美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 意見書案第 1 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書について
- 日程第 6 意見書案第 2 号 教育委員会の執行権限を尊重し、中立性の堅持を求める意見書について
- 日程第 7 意見書案第 3 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書について
- 日程第 8 意見書案第 4 号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について
- 日程第 9 報告第 1 号 陳情事項の処理顛末について
- 日程第 1 0 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 1 報告第 3 号 例月出納検査報告について (1 1 月～1 月分)

○出席議員

- | | | | |
|-------|---------------|-------|-----------------|
| 1 番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2 番 | 大 江 道 男 君 |
| 3 番 | 中 嶋 すみ江 君 | 4 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 | 早 瀬 仁 志 君 | 8 番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9 番 坂 田 美栄子 君 | 1 0 番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 1 1 番 | 橋 本 博 之 君 | 1 2 番 | 宗 像 密 琇 君 |
| 1 3 番 | 大 原 昇 君 | 議 長 | 1 4 番 古 舘 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 美 幌 町 長 | 土 谷 耕 治 君 | 教 育 委 員 会 長 | 沖 田 滋 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 鈴 木 幸 往 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 | 松 本 光 伸 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | | |

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 染 谷 良 君 | 総 務 部 長 | 平 井 雄 二 君 |
| 民 生 部 長 | 藤 原 豪 二 君 | 経 済 部 長 | 広 島 学 君 |
| 建 設 水 道 部 長 | 矢 萩 浩 君 | 病 院 事 務 長 | 大 村 英 則 君 |
| 会 計 管 理 者 | 植 木 恒 則 君 | 事 務 連 絡 室 長 | 中 村 敏 文 君 |

総務主幹 田村圭一君
 まちづくり主幹 露口哲也君
 財務主幹 小室保男君
 税務主幹 田中三智雄君
 児童支援主幹 武田孝司君
 健康推進主幹 佐藤和恵君
 耕地林務主幹 伊成博次君
 建設主幹 川原武志君
 水道主幹 澤島雅俊君
 事務連絡室次長 三上猛君
 教育部長 高木恵一君
 学校給食主幹 石田勇一君
 町民会館建設主幹 斉藤浩司君
 農業委員会事務局長 西俊男君

電算主幹 河端勲君
 総合計画主幹 那須清二君
 契約財産主幹 石坂聡君
 環境生活主幹 大場正規君
 福祉主幹 谷川明弘君
 農政主幹 渡辺靖行君
 商工観光主幹 小室秀隆君
 建築主幹 中沢浩喜君
 病院総務主幹 但馬憲司君
 教育長 平野浩司君
 学校教育主幹 石澤憲君
 社会教育主幹 荒井紀光子君
 スポーツ振興主幹 佐藤修君
 選挙管理委員会事務局長 小西守君
 監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 高崎利明君
 議事係長 水上修一君
 次長 橋本美典君
 議事係 寺田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回美幌町議会定例会第19日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番岡本美代子さん、9番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第44号

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 議案第44号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

会派等審議のため、休憩をいたします。

再開を、10時40分といたします。

午前10時02分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 私は、議案第44号に反対する立場で、討論をさせていただきます。

現在の報酬に関しましては、平成22年2月1日設置の報酬及び給与に関する調査特別委員会において、同年の2月1日から11月16日まで約10カ月間、延べ25回の議論を重ね、結論を得た経緯がございます。その結論を経て、平成23年1月14日、議会におきまして、期末手当及び議員定数等の削減を行って現在に至っております。

本議会の提案の際、町長にも質疑いたしましたように、3月17日、町長から議会運営委員会に追加の提案がありました。会期20日までのわずか4日間で十分に議論することは時間が足りず、報酬に対する調査検討は極めて難しいと判断いたしました。その際に述べましたが、せめて、昨年12月の提案であれば、3カ月間の議会として検討する期間が保障されたのでありますが、今回は、その提案は極めて時間がなく、丁寧さに欠けたものと考えております。

町長提案を受けとめながらも、議会議員の責務、役割と報酬、定数のあり方など、議会議員は、もちろん、町民の意見交換などを行い、十分な調査により結論を出すことが必要であるとの考え方を述べて、反対討論を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 次に、原案に反対の発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、議案第44号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制

定に対して、反対の立場から討論いたします。

私は、今回の議案を審査するに当たりまして、約6年前、平成21年12月22日答申、これも改めて読みました。また、今回の平成27年2月20日答申も目を通させていただきました。この中で、特徴的なのは、2000年4月施行の地方分権一括法制定後の地方自治体をめぐる責任や所管分野が画期的に広がり、議会も行政もともに一段と重い責任を担う状況となった、このことへの認識や議論が一切欠落しているというのが特徴であります。今回、2月20日の答申でも、これらは全く存在いたしません。

また、先ほど上杉議員が指摘をいたしました。が、前回の答申を受けて、当町議会が議会調査特別委員会の調査結果報告を提出しております。

一部読み上げますが、議論の結果、分権改革による権限拡大に対応した議会改革の必要性を議会側としては再認識するとともに、美幌町自治基本条例が制定されようとする中で、これまで以上に議会の機能と役割、議員の責務が増大すること、町政運営の基本的な事項を決定する議会には、町民各層からの多様な意見を反映できる環境を確保しておく必要があること。

以上の点で委員間の意見が一致し、月額報酬は現行水準を維持すべきとの結論に至った。

一方で、期末手当については、一般職の期末手当に勤勉手当を加えた支給割合と同水準であることの根拠が乏しいと判断いたしまして、国会議員に準じた支給割合へ、結局、当時、年額27万円を削減した、こういう状況となっているわけですが、今回の答申を作成されるに当たって、この部分については一切言及されていないということになります。

さらに、前回答申後の情勢の変化についてはどうかと見ましたが、全く議論がされていない。

国立社会保障・人口問題研究所の人口急減推計、日本創成会議のいわば自治体消滅論とも言うべき人口急減推計、ことし策定中の第6期美幌町総合計画での独自の人口推計は、目を覆う美幌町の人口急減でありまして、これに対して、全町民の英知を結集しなければ立ち向かうことはできない、こういう状況のもとに、当美幌町、また、当美幌町議会が置かれているわけでありまして、そのときに、どういう役目を果たすことができるか、この議論が報酬等審議会では一切なされていないで、報酬等の削減論のみが展開されている。一体、美幌町の自治基本条例で定めております議会と行政が二元代表制としてどうして機能できるのか、そもそもこの観点が無い。私は、異常だというふうに思うところであります。

そこで、私も独自に試算をいたしました。が、既に、美幌町議会議員の報酬等1人当たり支給額は、平成8年の改定以降、この間、どれぐらい下がっているか、試算をいたしました。平成8年時点では、報酬手当額、議員1人当たり、これは役職がついていない議員で、426万1,000円であります。現在は364万8,000円でありまして、既に14.4%、1人当たり支給額は削減されているのです。もちろん、この中には、先ほど読み上げました議会みずからの判断で手当を削減する、こういう結果でもございます。このことについては、一言も議論をされていない、そういう状況であります。

さらに、美幌町議会議員全員の報酬、手当、調査のための旅費、本人の老後などのために積み立てられる共済費で見ますと、平成8年比で既にマイナス51%であります。仮に、今回、引き下げが出されるといたしますと、多分、マイナスは54%程度になるだろうというふうに思うのですが、なぜ議員報酬、議員の環境をこれほどまで縮減しなければならないのでしょうか。

この間の一般会計予算総額で言えば、減少額は2割を切っていないというふうに思うの

ですが、既に、5割以上、議会の議員に関する予算をこれほど削って、まだ削り足りない、これはどういう視点から来ているのか、まさに考えられないということでもあります。

あわせて申し上げますが、なぜ、私は町議会議員と名前がついた瞬間に、内容的には全く変わりはない活動を行っている同様の人口規模の市と比べて月額7万円、8万円下がっていて当たり前なのでしょう。

私は、町民の皆さんにもぜひそれは聞いていただきたいと思えますし、美幌町議会は大変問題意識を持って、日常的に活動しておりまして、その点でも、類似の人口規模の議会と比べて活発であるというふうに言っても言い過ぎでは全くないというふうに思っております。

あわせて、今、町や村の議会の選挙においては、無競争というのがだんだん定着する、立候補する方々がいらっしやらない、こういう危機をも迎えておりまして、これに対して、報酬等審議会でこれまた一切議論がない、このことについても違和感を感じるころであります。

どの点から見ましても、私は、報酬等審議会の審議のあり方というのか、方向性が、今の美幌町が置かれている状況について、まるで認識されていない、こういうもとの答申が出された。町長は、諮問をした責任上、しかも、その前提として、昨年12月の諮問の仕方として、年が明けて、3月定例議会に提案したいのということで諮問されているので、やむなくこれが提出されたというふうに思いますけれども、今申し上げました諸般の点から見まして、到底、私は、議会側として受け入れることはできないし、受け入れることは当議会の自殺行為につながる、このように思っております。

以上の理由から、この議案に反対いたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、討論を終わります。

これから、議案第44号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎日程第3 議案第45号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議案第45号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 追加議案の4ページをお開き願いたいと思えます。

議案第45号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、追加参考資料の4ページをお開き願いたいと思えます。

資料32、議案第45号関係。条例名、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正目的は、特別職等の給料月額につきましては、平成18年12月以降、18年間にわたり改正が行われていない中、平成23年

7月から、条例の附則により、独自に給料の引き下げを実施しているところがございます。

このような状況の中、特別職等の給料月額につきましては、財政状況、道内類似団体及び管内市町村の状況並びに平成27年2月20日付特別職報酬等審議会の答申等を勘案し、臨時的な引き下げを継続せず、条例本則の改正により、町長、副町長及び教育長の給料月額を引き下げようとするものであります。

改正内容であります。美幌町長等の給料等に関する条例の第3条第1項の改正を行おうとするものでありまして、現行の附則での規定を本則に規定しようとする中で、町長につきましては本則に対し15%の減額を、副町長につきましては本則に対し8%の減額を、教育長につきましても、同じく、本則に対し8%の減額を本則で規定をしようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からということでございます。

なお、参考資料の5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） これは、町議会議員のときにも同じようなことを聞いたのですが、この時期に出してきたというのがどうしてもひっかかると。今、上杉議員も反対討論の中でおっしゃっていましたが、本当に重い中で、町長もそうですが、もう少し議論に割ける時間をいただけるような答申の仕方をしていただきたいと思います。

前回も聞いていますけれども、この時期に、まして追加議案ということですので、その辺の意図をもう一度伺いたしたいと

思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 時期については、前回お話ししたとおりでありますので、答弁としては変わりございません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 報酬等審議会の資料の中身もそうですし、議論の中身もないので不思議だなというふうに思っているのですが、確かに、平成8年度の特別職報酬等の改定以降、改定というのはなかったというふうに思います。しかし、当時の水準に比べて、相当額、町長、副町長、教育長の年間に受け取る給与等については、既に一定額下がっているのではないかとこの間に思いますが、この間、どれくらい下がっているのでしょうか。

例えば、本則でいったとしても、手当などが削減になっていきますので、その分は明らかに下がっている、その状況を踏まえて答申が出されたという形跡は全くありません。あるいは、政治的に、前町長、現町長が判断されて、本則とは別に15%あるいは8%の削減をされています。これは、任期中あるいは期限を切ってそういう削減をされることは各地で行われているので不思議なことではないというふうに思いますが、その場合であっても、退職手当にはね返る本則については残すというのが大体通例であります。今回、本則に町長などが、今、政治的に判断されて削減されたものを本則に改めるとなった瞬間に、相当額の削減がさらに追加されることになってまいります。

そこで、ぜひお示しいただきたいと思っておりますのは、本則だけで計算をした場合に、現行の手当等の支給額は、もう既に一定額が下がっているのではないかと推測いたします。それを積算していただければと。

それから、現在、政治的に判断して、本則は変えない、しかし、月額給与等について

は、政治判断として下げていると。そのことで、退職手当に対するはね返りを防いでおられるのですが、退職手当を含めて、4年間の任期なので、この4年間の退職手当を、例えば4分の1にして、年間総額というふうに仮定した場合に、現状ではどうなるのか、あるいは、本則まで変えて削減をした場合にどれだけ下がるのか、これは、ぜひ資料として出していただきたいというように思います。

手元があれば、お示ししたいと思えます。

二つ目は、報酬等審議会委員の議論経過の中で、美幌町が、平成17年度決算で、公債費比率が23.3%にまで悪化して、財政の改善に向けて努力をしているが、その中身は、人件費には反映されていない。町民サービスの低下と施設の維持費などの削減と公共事業の削減で賄われたものだ。しかし、人件費は削られていない。こういう認識のもとに議論が進められていますが、果たしてそれはそうなのかと私は疑問に思います。その部分についても、正確な判断をするために、誤った認識の上で方向性を出されるというのは、当事者はもとよりですが、町民は大変迷惑することになりますので、この点はぜひお示しをいただきたいと思えます。

これは、この間の平成17年度決算と平成25年度決算で割り返せば、どれだけそれぞれ努力しているのかというのは歴然と見える話だというように思います。

それで、私は、それに追加して、一般職員を含む人件費の削減をあわせて示していただいて、議会議員にかかわる部分についても、この間、全く努力していないというように認識されているので、その部分についても、平成17年度、平成25年度決算対比で出していただければ判断のよりどころができる、このように思いますので、資料を提出していただきたいと思えます。

なお、この部分で、口頭でご答弁いただいているものがあるのであれば、それはいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） まず、部長、資料については用意できますね。

答弁できる部分があるのならと、今、大江さんはおっしゃっているけれども、資料があつてからお話ししたいということはあるのですか。（「はい」と発言する者あり）

それでは、大江さんの質疑の途中でありませんが、暫時休憩をいたします。

再開を、2時とします。

その理由は、資料をもらって、そこからまたお尋ねしたいところがあるというお考えです、大江さん。

○2番（大江道男君） はい。

○議長（古舘繁夫君） 休憩します。

午前11時29分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大江議員の質疑の途中でありました。

大江議員の2回目の質疑が始まるということでもあります。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 資料をいただきました。特別職等退職手当調べは、88万円が15%削減された結果、どうなるか、4年で換算すると、年間で、町長は67万6,000円の減、副町長は18万3,000円の減、教育長は13万9,000円の減となるということはわかりますが、平成8年と比較をして、これは町長で積算してみたのですが、平成8年を分母として、平成25年決算で見ますと、マイナス7%ぐらいになっている。

それから、同じく、平成8年を分母といたしまして、平成25年の本則——先ほどは、本則だけで、見かけでどれぐらい減っているかということをお願いしたのですが、本則は変えないで給与手当を町長の御判断で引き下げていて、現状でマイナス18%にもなっていると。

もし、今回の答申どおり、本則自体も、附

則にあるように、15%、8%、8%という形で削減するをいたしますと、町長は、平成8年度対比で年額412万5,000円の減額となって、実に21%もの削減となると。この間、報酬改定が行われていませんけれども、全体としてはこのような形で、特別職にも時代の反映があつて、支給実額は、前々回の平成8年度の報酬等審議会、その時点と比較いたしますと、それだけ下がっているという状況は、報酬等審議会も十分把握した上で出さないと、現状はどうか分からないけれども、見かけの上で、よその町が下がっているのだから美幌町も下げろ、こういう暴論にならざるを得ないのかなというように思っています。

もう一つ、指摘しておきたいことは、平成17年度で過去最悪の公債費比率になりました。どなたが発言しているのかはわかりませんが、黒塗りになっているためにわからないということですが、公債費比率を改善してきたところは評価できるが、どうやって借金を減らしたかという、住民サービスの低下と施設維持費、公共事業投資を含め、大幅にカットしてきた。他の市町村に比べ、本町の公共事業は本当に少ない。こういうところに手をつけ、一番肝心な人件費に手をつけないというのはおかしい。人件費に手をつけずに住民サービスの低下に手をつけるのはおかしい。こういう認識のもとで、特別職も議員の報酬も引き下げるべきだ、このように主張されているわけです。

そこで、今回提出していただいた資料では、議会費、マイナス15.2%です。この間、1,890万9,000円の削減になっています。職員給与費は、この間、1億3,404万5,000円、マイナス8.8%であります。一般会計総額は、2,716万5,000円のマイナスで0.3%、非常に高い比率で人件費が切り込まれているというのは明々白々です。そして、一方で、維持補修費なども削っているということですが、この間、9,631万4,000円、逆にふえているで

はありませんか。物件費もしかり。

それから、公共事業を示すのは普通建設事業費ですが、この間、2億4,170万6,000円ふえて、プラス21.5%です。公債費は、町の借金ですが、この間、マイナス6億3,527万1,000円、マイナス32.7%です。こういう結果、美幌町の公債費比率は、現在、23.3%から12%、11%ということで、着実に下がっているのです。しかし、下がっている大きな原因の一つとして、明らかに人件費を削減しているということは明々白々であるにもかかわらず、逆の論を張っている。そして、その論を根拠にして、特別職も議員もどんどん削れ、こういう暴論になっている。私は、絶対に許されないと。事実に基づいて議論されるのであれば、それは傾聴に値しますけれども、全く暴論だなというように思います。

これは、私は、町長の立場に立った場合でも、やっぱり、数字はしっかり押さえて、少なくとも町の予算書あるいは決算書、そういったものを手元に置きながら、報酬等審議会も事実に基づいて議論していただかないと、全くのミスリードになってしまう、このように思うのですが、今回、私が指摘をしたことにかかわって、再度、提案者の町長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 報酬等審議会の中に私は直接入っておりませんので、雰囲気であるとか、意見の細部にわたって聞き取りをしておりますので、要点筆記という中で拝見したということになります。

そんな中で、私は、この間からお話ししていますように、ある面、各界各層を代表する委員の皆さんが審議をして、そういった評価をしているということを尊重しながら、重く受けとめているということになります。

それと、この前もちょっとお話しさせていただきましたけれども、人件費のカットの上で成り立っている実質公債費比率というようなお話でありますけれども、私は、一つは、

評価がそういう評価だと。これは、やはり受けとめなければいけないという思いと、やはり、職員も含めて、人件費に大分切り込んできたというような経過があります。そういう積み上げもあります。そんな中で、私は、やはり、決意と覚悟を持ってこの場に立っているということで、率先垂範する思いがあるということでありまして、今回の提案に至ったということでもありますので、御理解をいただきたい、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 最後の質疑になりますので、私は、前回の報酬等審議会の委員長、今回の委員長、いずれも議会出身であるということに注目しています。そして、今回も、例えば、26人の時代は、議員は身銭を切ってやってきたと。議員報酬は微々たるものだったと。私は調べていますが、当時のほうが現在よりも1人当たりの報酬額が、平成に入ったら途端に現在よりも多いのですよ。こういうミスリードが私たちの仲間の中から出てきているというのは甚だ遺憾だなというふうにも実は思っています。

やっぱり、この間、美幌町議会でも、最高時に定数30名の議員を26名に、22名に、そして18名に、現在の14名にと相当な定数削減をして、議員報酬総額は、平成8年度対比でも5割カットにしているわけです。このことについては、議会が勝手にやったことだから評価の対象にしないと。こういうのは、私は、フェアでないなというように思います。

美幌町議会は、昔、四つの常任委員会が三つの常任委員会になり、現在、二つの常任委員会で任務分担しているために、猛烈に忙しい状況になっています。4常任委員会でやっていたのを二つでやるわけですから、当然、活動の日数も大きくなっている。

それから、あえて申し上げませんが、昔から、議会の調査は、行政側に直接届けるようなことは断じてなかったのです。議長に対する報告書であって、それを昔は逆に

やっていて、今は単なる調査しかやっていないと。思わず叫びたくなりますよ。全道的にも非常にすぐれた活動を今やり始めている後輩に対して、そんなことはないでしょうと私は思っていますが、そういう部分も含めて、提案に先立って、町長は一読していただいて、ここの制度が一体どういうものかということできれば実感していただきたかったなというふうに思うのですが、最後なので、御感想だけは聞かせていただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員定数が多いときで30、そして、今は14人ということで、これは、それぞれの時代、時代におられた議員さんの行政改革であるとか、町民の皆さんの評価であるとか、そういうことをみずから判断してやってこられたのだろう、そのように思っております。

議員定数を削減するということがありますし、私どもも、行革を推進する中では、最大で60名の職員を削ってきた、そういう時代背景もあります。そして、町民の皆さんに負担を強いたり我慢を強いたりして今日の実質公債費率が安全なところに入ってきているというのも事実だと思います。そういう面では、みんなが努力した結果が今の姿になっているということでもありますので、私が今回提案している内容で、私の志はくじけないし、そういった評価をいただきながら、やはり、この立場にあるものとして、率先して取り組まなければいけないという思いを込めて、今回、提案させていただきましたので、どうか御理解をいただきたい、そのように思えます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） 先に申し上げておきますが、私は反対意見を出します。

ただいま、大江さんのほうから、いろいろな資料をもとに話がありました。私は、資料

の数字は余りよくわからない。そして、資料をもとに判断しようとも思いません。それは、参考としては見ます。私は、従来、肌感覚、自分の経験で物を判断するほうですので、今のように、きちんと数字を上げて申し上げればいいのですけれども、そういう数字を申し上げるのも結構なのですが、少なくとも、私は、選挙で言えば4勝2敗、6期の間の4期務めさせてもらって、その間、2回ほど、4年、4年と間を抜いております。ですから、見えるものもあるのです。

私は、先ほど話がありましたように、初当選は平成7年ですけれども、そのころは、何もわからなくて、諸先輩の話をずっとそばで聞いておりました。その時代、その時代で、そのときの議員さんも大変だったでしょうが、今から考えると、非常に楽だったなど。

暴露話になりますけれども、今度の視察はどこへ行こうか、どこの温泉に行こうか、いや、前に行ったから今度は別の温泉に行こう、過去の話で、時効でありますから勘弁してもらいたい。そういう例え話のほうがわかりやすいと思ひまして。というような感覚がありました。

私より数を経っております議長なんかもよくわかると思ひますけれども、そういうようなことから考えてみましたら、現在は、非常に、仕事としてはかなりハードなスケジュールでやっております。

仕事とすれば、それは、おまえさんたちが立候補で出てきたんだから、それは当たり前だろうと。また、今、住民サービスという言葉が出てきましたけれども、僕の見方はちょっと違います。それでは、昔は住民サービスが十分で、今は住民サービスが足りないか。そうではないでしょう。町長、数字がこういう数字だから住民サービスは減ったでしょうと。私は全然違ふと思ひます。

細かい話をすれば、そういう部分で言えば、少ない議員の中でも、政策的には、非常に、住民サービスを細かいところまで考えてやっているとと思ひます。ごめんなさいね、こ

れは特別職の話なのですけれども、私は、町長及び副町長、教育長の報酬を減らすことにも反対なのですよ。

○議長（古舘繁夫君） 質疑、簡潔によろしくをお願いします。

○12番（宗像密琇君） ですから、そういう数字とあわせている場合と、それでは中身はそうかといったら、私は、住民サービスに関しては、以前より、はるかに一生懸命、議員は頑張っていると思ひます。

そういう面から言ひまして、我々が頑張るということは、町長も特別職の人たちも頑張っているわけですから、そうやって厳しい数字のときも辛抱して借金を減らしてきたよと。私は横から見えていましたよ。

だから、そういう面から見ても、先ほど大江さんの言われたように、報酬等審議会の方々は、もうちょっと詳しく見てくれればよかったなど思ふのです。町長は、提案したほうですから、ここで、いや、そうだそうだと言えませんが、私は、そういう面に関して、町長ももうちょっと本音を言ってくればありがたいなど思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は、ちょっと言葉足らずで、住民サービス低下ということではなくて、健全財政を守るために、住民の皆さんにも負担を強いたし、我慢を強いたということ述べてさせていただいたので、決して、そのことで住民サービスが低下したということではなくて、片一方では、時代という物差しを当てて、そして、時代的な役割が終わったところについては、壊して、新しい需要に財源を向けていくと。そんな方法もとったりして、一部の方については、本当に負担を強いたということもあるかと思ひます。そういう意味で答弁させていただいたことでもありますので、ちょっと誤解を与えるような答弁になったことをおわびしたいと思ひます。

先ほども答弁させていただきましたけれど

も、この場でも、住民の皆さんの生活が大変だという御意見を幾つもいただきました。そして、生活が大変だ、どうするのだという中で、議員さんも大変かもしれないですけども、住民の皆さんも大変だし、職員も大変だということで、そこは、一つ、みんなで踏ん張るということをやらなければ、この町が発展するための活力が出てこない、私はそのように思っておりますので、今回、そういうことも受けて、そういう考えも含めて提案をさせていただきますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 12番宗像密琇さん。

○12番（宗像密琇君） それは、町長と同感であります。しかしながら、辛抱する、辛抱する、それでは、その辛抱する町民の皆様方の意に沿って、それを何とかしようと頑張る人たちはどうするのですかという計算になりますよね。では、それに向かって頑張る人はもっと頑張るか、それは、災害に遭ったときの言葉と同じですよ。災害復興するのに、頑張れ、頑張れ、頑張れ、こんなに頑張っているのにまだ頑張るのかなんて言葉も出てくるわけですから。

それで、今、町長の言われた中で、それだけ財政もいろいろな面でつらかったから、皆さんにも非常に辛抱、お手伝いを願ったということを言いますが、私はそうとばかり言えないと思ひますよ。ということは、町長もご存じのように、ご存じというよりも、十分に知っている中で、お国のほうから、どっと厳しいテーマをぶつけられてきたら、国のことはそっちのけにして、私たち町長以下の職員がなんてことを言わなければならないつらさですよ。それがわかるのが議員だと私は思ひますよ。なるほど、これから建築費はがっばり削られるぞ、そうなったら、こういうぐあいにして、こういうぐあいに予算を分散して、こうやってやっていかなければならぬ。ですから、そのときに情勢によっては、この数字は、見方によると当てにならな

いものもあるのですよ。では、この総理大臣のときはどうだった、あの総理大臣のときはどうだった、いやいや、あのときは所得倍増でこうだったと。あのときは、これを削りましょうと言ったからこうだった、それは職員の方は大変ですよ。だって、昔のほうが機関委任事務の量だって多かったし、それがいきなりかぶってくるわけですから。

そういうことを言えば、私も知ったふりをして言いますが、この数字が果たしてそのまま額面どおりに受け取っていいのか、それを見ながら、町民の皆さんと相談しながら、議員の皆さんの意見を伺いながら、このバランスでどうだろうということ考えていくのではないかと私は思ひます。

その辺を町長に余り聞くのも酷なのですけれども、感想があればお願ひします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は、この職を目指して、こういう立場で今仕事をさせていただいております。一番のバックボーンとなるのは、やはり、町の発展をどうしていくか、町益のために、そして、町民の皆さんの益のためにどうしたらいいかということを考えながらやってきたつもりでありますし、今後においても、つらいのはみんなつらいと思ひます。苦しいのもみんな苦しい、その中で、くだいようなお話をさせていただいて申しわけないですけども、やはり、苦しいときこそ率先垂範してやるのが公の立場にある者の考え方だ、そのように思ひますので、そういったことで何とか御理解をいただきたい、そのように思ひます。

○議長（古館繁夫君） 簡潔に、もう一回、宗像密琇さん、お願ひします。

○12番（宗像密琇君） 長くて済みません。

ですから、町長の言うことはよく理解できます。

ただ、私が言いたかったことは、この数字ではバランスが合わない。ですから、今後、やっぱり、そういうことを審議委員の皆さん

にも御理解いただいて、こういうところも見てください、ああいうところも見てくださいと、ある程度、そういうものの資料をきちんとやっぱり提示して、おおよそ何かかにかの考え方があってそういう考え方が出てくるのでしょうか。また、今までがこうだったからこうでしょう、よその市町村もこうだからこうでしょう、そういう考え方も結構ですけれども、私も、ずっと、我が地域、遠紋地区から全部をひっくるめていろいろデータを見てまいりましたけれども、それでは美幌はどうだったかという、いろいろな面で、時には遠軽に抜かれたり、だから、あそこの町村は一体どうなのだろうと眺めてみる。いやいや、今回、中標津が頑張っているなどか、いろいろ見えるわけですよ。

ですから、そういうこともずっと見ていただいて、あの角度、この角度、こういう見方もあります、ああいう見方もありますと、最低でも、その角度の資料だけはきちんと提示して御判断願う、そういうことをしていただくと、私たちもありがたいなと思います。

ですから、いろいろ悩むのですけれども、公開でなければこういうことも言えない。また、選挙が目の前だし、せつかくでするので、町民の方にも聞いていただきたい、こういう機会ではないと、こういう報酬の話とか、そういうことを言う機会がなかなかないものですから、そんなことで指摘させていただきました。

もし何かあればお願いして、なければそのままでもよろしいですので、これで3回目の質疑を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 宗像議員の最初のお話にありましたように、数値はちょっと置いておいて、心の思いをというような質問だったと思いますので、私も数値以外のことで答弁をさせていただきました。

多分、報酬等審議会の中では、いろいろな資料要求があって、職員はそれに十分応えて出してきたのだろうと思います。ただ、先ほ

ど来御指摘があるように、この部分が足りないという部分に関しては、担当の職員も、いかんともしがたい思いだったと思います。そんな中で、話し合う機会といたしますか、お互いに拘束されない話し合いをしたらという話を私もちよっと聞きまして、ぜひ、そんな形でも、お互いの思いを話す機会を、今後においても、公開でもいいと思いますが、つくっていただければなという思いをしているところでもあります。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も、数字のことはさて置き、例えば、夕張の鈴木市長のように、今、町長は、志があつてということで、本則では下げたいということなのですけれども、私は、今後、町長の道というのですか、議員の報酬のときに言いましたように、やはり、町長についても、若い方が誰かチャレンジをするというような道は私は残しておいていただきたいというふうに思います。

例えば、町長というのは、今、多くて2期から3期ですね。今、4期目に立った高橋はるみさんも、多選とかというふうに非難されている部分もありますけれども、やはり、今後、若い人たちが美幌のために立候補する、自分で資金を持って立候補する、先ほど言いましたように、2期か3期のことで、自分の人生をかけてもチャレンジしようという方が今後出てこないとは限りません。

私は、やはり、今の町長の思いは十分に受けとめますけれども、そういう道を残しておくということも大切ではないかなというふうに思いますので、このことについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そういう道というのがちょっとよくわからなくて、答弁は非常に難しいと思っておりますけれども、この間もちよっとお話しましたように、やはり、若い方が出やすいというようなお話の中で、私

は、私たちの背中を多分見てというようなお話をさせていただきましたけれども、それにしても、生活が全く成り立たないような報酬あるいは給与の中では、議員活動あるいは町長の活動もなかなか難しいと思います。ただ、今、提案させていただく額で、どうなのでしょう、私は十分にやれると思っているのですけれども、その道を残すという内容がちょっとわかりませんので、これ以上のお答えは差し控えたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ちょっと説明不足だったかもしれませんね。

例えば、私の今の状態で言えば、現行88万円のを改正して74万8,000円にするということなのですね。例えば、町長は減額したいというお考えかもしれませんが、都会からでも、誰でもがチャレンジすると。先ほど言ったように、それも2期か3期のことで、自分の人生が変わる可能性もある、そういうところに、お金だけではないかもしれませんが、私はそういう道を残しておいていただきたいなという考えで、説明はわかっていただけでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっとまだ理解できなくて申しわけないのですけれども、議会議員の皆さんもそうですし、私もそうですけれども、立起するということになれば、相当の覚悟と決意を持ってやっているとします。そして、その上で、報酬あるいは給与の額というのはオープンにされているわけですから、その中で生活をしながら、志を持ってそれを果たしていけると私は思っておりますので、今の減額の提案をしても、多分、耐えていけるだろうと、私はそう思っておりますので、そういう提案をさせていただいているということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 1点だけなのですが、今回、附則で今まで減額していた15%、8%、8%を本則にするということなのですけれども、1点、情報があればお答えいただきたいと思います。

今回、法律の改正によって、新教育長制度というのができることになりました。今までの職務と権限が、教育委員長を兼ねるというようなことで、全道や管内的にこういった制度改正に伴って、例えば、教育長の職にある方の月額報酬のあり方について、管内的に再検討すべきだとか、そんなような動きが道内も含めてあったのかどうか、そういう調査を諮問するに当たって、町で独自に調べたりしたような事実があったのかどうか、そんなようなことがちょっと気にかかりますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 特に、そのような動きはございません。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） つい最近の道新だったと思いますけれども、全道で16市町村が新制度に移行すると。ただ、教育長の任期期間中は従来の例によるというようなことですので、たしか、オホーツク管内は、新制度に移るとところがどこもなかったと思いますけれども、間違いはないですか。

そのように、新聞報道で知っている範囲であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長答弁のように、私もその新聞は見ましたが、新制度に移行しても、いわゆる教育長としての職務や権限、そういったものを考慮しても、現行の報酬月額の中で、町長の答弁のように、十分にその職を行えるという判断で提案されているとは思いますが、そういうことも含めて、今までの減額のあり方というのが適正な削減の率なのかどうか、これも、何パーセントだったらいという物差しはどこにもないと思うのです。それは、美幌町長として判断して議

会に提案していることだと思っておりますけれども、それらを含めて、私は、職務に見合った報酬であってしかるべきではないのかなというところで、特に答弁は要りませんが、私の意見を述べて終わります。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず、総務部長に、データとしてお聞きさせてください。

8年前に町長選がございまして、前の町長、大庭町長の時代の話も含めてデータとしていただきたいのですが、さらに、8年前に大庭町長が当選されたときに実際にいただいていた給料月額、そして、大庭町長が実際に1期ごとに退職金をいただいていたと思いますが、数字的に、大庭町長のときには、2回あると思いますが、退職金が幾らだったか。そして、8年前に土谷町長が誕生しまして、1期目のときの月額給料と、少なくとも1期終了時の退職金の額をお教え願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長は、おおむね30分くらい欲しいというふうにおっしゃっているので、暫時休憩をいたします。

3時10分から再開で、引き続き吉住議員の質疑を続けるということにいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時49分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（古舘繁夫君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第3 議案第45号

○議長（古舘繁夫君） 質疑を続けます。
総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 吉住議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

前町長、大庭町長のときの1期目の給料月額であります。まず、1期目の当時は本則で88万円からスタートしまして、その後、減額をしております。2期目につきましても、同じように88万円に戻りましたが、また、その後、何回か減額を繰り返しているというようなところがあります。

退職手当につきましては、1期目の退職手当は、そのときの給料月額の55万4,400円に率を掛けた1,178万2,108円となっております。2期目の退職手当の給料月額基本額は74万8,000円ということで、これは附則で減額をしている額になっております。これに率を掛けまして、退職手当額が1,589万6,496円となっております。

一方、土谷町長の1期目の給料月額につきましては88万円ということで、その後、附則により減額をしております。2期目についても同様でございまして、本則に戻りまして、その後、また附則で減額というふうと同じように繰り返しをしております。

そこで、手当であります。1期目の手当は、基本となります給料月額は本則の88万円、額が1,804万3,520円となっております。これは平成19年でありますけれども、平成19年からは条例の附則に規定をいたしまして、退職日における給料月額は本則の額を使うということの規定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大庭町長時代、私の記憶が間違っていれば御指摘いただきたいのですが、いろいろな事故が絡みまして、町長の減額というものももちろんありましたが、基本的に、自分の本則にかわる月額を条例で定められていた。定めた上で、事故なんかがあってさらに減額ということはあったかなというふうに承知していますが、そういう意味では、大庭町長が1期目の当選をしたときの本則に対して、町長だけですが、何ぼにしますという条例でしたかね。途中で事故があって減額したり、もろもろがありましたけれども、いま一度お答え願いたい。1期目、2期目の条例でうたわれている月額の給料という意味です。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今の質問は、退職手当の計算における給料月額ということでよろしいでしょうか。（「はい」と発言する者あり）

大庭町長のときには、平成11年度から平成19年度までの2期という任期でございました。退職手当は平成15年の支給、それから平成19年の支給であります。その時点における規定につきましては、退職手当組合の退職手当条例というのがございまして、その規定によりまして退職日における給料月額が基本となるという規定であります。

一方で、町の条例には、その時点では、特段、それを本則に置きかえるという規定はございませんので、先ほど言いましたように、平成19年、これは土谷町長になってから以降ですけれども、平成19年から、退職日における給料月額につきましては、そのときは、例えば、附則で減額をしても、第3条、これは本則ですが、今で言えば88万円、この額をもって給料月額とするということに規定を設けているものでございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 最後であります。しからは、大庭町長時代は、事故の減額は

別として、基本的に給料を本則よりも下げていたなという記憶があります。そういう中で、途中過程は事故の関係でいろいろあると思いますので、一般論ですが、割合を掛けて、2期目の最後の退職金は千五百八十何かしらという数字をお聞きしました。この数字は、退職金に影響を受けるという意味で解釈したいと思いますし、そうであれば、土谷町長の1期目、町長に就任されてから条例が提出されたなと思っています。

そうなれば、土谷町長の1期目の数字も今お聞きしましたが、そのときの志、これは町長にお聞きしたいのですが、大ざっぱに言うと、8年前の財政状況は、数字はちょっと持ち合わせていませんが、今よりも悪かったと思う中で、なぜ8年前のときに本則のままの退職金ということで、今度は改正して退職手当にも影響を受けるような御提案であります。今回で言っている志と1期目に受かったときの自分で定める条例における志はどのように違うのか、確認だけさせてください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 記憶が違ったら御訂正いただきたいと思いますけれども、私が平成19年に町長職になってから、本則でやるべきだということで、減額の提案もさせていただいて、そのときは否決されたという経過がございます。そういうことで御理解をいただきたい、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第45号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） それでは、2番大江議員の発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、議案第45号に反対の立場から討論いたします。

この第45号は、町長15%、副町長及び教育長8%に本則をマイナス改正しようとする中身であります。

前段でも申し上げましたが、平成21年12月22日の答申、及び、今回、平成27年2月20日答申のいずれにも、一つには、2000年4月施行の地方分権一括法後のこれまでの機関委任事務が自治事務に変わる、あるいは、国の通達などについても、このとおりに行えではなく、参考意見とされて、地方自治体独自の判断が求められる。したがって、行政も議会もともに一段と重い責任を担う状況となったということへの認識や論議が一切ないということでもあります。

二つ目には、5年前の答申後、国立社会保障・人口問題研究所、日本創成会議などが相次いで、美幌町などの人口急減推計を公表いたしましたして、自治体の命運をかけて、生き残り策、まちおこしに行政も議会もともに全力を傾けなければならないと、この美幌町にとって社会背景の大きな変化が招来しているわけではありますが、この点でも全く議論された形跡がありません。

3点目は、議会の調査特別委員会の調査結果報告書が全く無視されているということでもあります。この資料については、事務局が審議会に資料として提出しているにもかかわらず、全く無視されているという状況であります。前回、5年前の答申後ですが、美幌町議会が、10カ月、25回の調査、論議を尽くして報告書を提出した前期、第16期の報酬及び給与に関する調査特別委員会調査結果報告書の結論について、全く論議されておりません。この部分について、御紹介を申し上げたいと思います。

特別職等の給与について。地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方は、

上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変化。国の機関委任事務の約半分が自治事務に変わり、国の関与を認めた法定受託事務も原則として条例の制定対象となるなど、地方が担うべき業務量は飛躍的に増大した。

このため、町長、副町長及び教育長の職責の重さは格段に増している。加えて、本町の給料月額、類似市及び類似町と同水準にあることから、本則を改正する必要性はないとの判断に至った。

なお、その時々々の政治判断によって、みずから給料月額を引き下げる行為を否定するものではないが、その行為が他の給与や報酬の見直しにつながるものがあってはならないことを申し添えておきたいと、この報告の中身であります。

4点目は、報酬等審議会は、結局、前回の答申で、町長等の給与を15%、8%、8%削減を、他の類似団体との比較論で再提出したにすぎません。

5つ目は、平成8年以降の町長等の本則給与の減少も考慮されておりません。この間、社会情勢の変化を受けて、期末手当などは削減されております。平成8年度対比で、町長給与総額は、条例本則で計算いたしましても、実にマイナス143万円、率にしましてマイナス7%に既に達しております。

土谷町長の政治判断で、給与等は、任期中は附則改定で15%カットし、本則を変更させない現行の給与制度でも、平成8年度対比、年間マイナス361万3,000円、マイナス18%に既に達しているのであります。

今回の答申どおり、本則自体も附則額に削減すれば、平成8年度対比で年額マイナス412万5,000円、実にマイナス21%もの削減となるものであります。

自治体消滅論も公然と論議される状況で、美幌町にとって優秀なトップリーダー確保は絶対命題ではありませんか。類似団体との横並び論、給与削減ありきでは断じてないと思うものであります。

美幌町は、2040年、あと23年後に1万4,000人台になるなど、まさに町の浮沈のかかった段階に置かれている今だからこそ、報酬等審議会は、土谷町長に対して、町長の政治判断で下げている給与等を条例本則に戻して、まさに隗より始めよとの姿勢を求めることではないかと私は思うのであります。

美幌町の一般会計、特別会計、企業会計予算は、新年度の総計で193億円であります。行政トップが厳しい現実を背中に受けて、全職員に呼びかけて、職員に対して、みずから町長になったつもりで大胆な経費の節約、節減、あるいは、業務のスピードアップ、合理化を呼びかけることが今必要ではないでしょうか。仮に、それぞれで1%ずつ効果があったとして、約4億円、2%なら約8億円も生み出すことが可能ではありませんか。

数年前の成人の集いで、成人代表で、自分の夢は町長になることと抱負を語った役場の若手職員がいました。まさに、全職員を町長の分身にできたなら、難局を打破できるのではありませんか。既に、附則給与で18%もカットしているのに、さらに給与削減を求める答申こそ、全職員のやる気、覇気をくじくものであり、その意味からも、特別職給与削減に反対いたします。

○議長（古舘繁夫君） 今、大江議員から、原案に反対の討論がありましたが、賛成の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、討論を終わります。

これから、議案第45号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎日程第4 議案第46号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 議案第46号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 追加議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、追加参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

資料33、議案第46号関係。条例名、美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正目的は、先ほどの議案であります議案第45号関係と同様であります。改正目的の下段のほうに書いてありますように、同じように臨時的な引き下げを継続せずに、条例本則の改正により、新教育長が任命されるまでの間、本条例により、現教育長の給料月額を引き下げようとするものでございます。

改正内容につきましては、条例第3条第1項の現行の附則での規定を本則で規定しようとするものでありまして、現行では本則に対し8%の減額をしておりますが、これを本則で改正をしようとするものでございます。

なお、参考までに、附則の12で、この条例は、平成27年4月1日以後、最初に任命

される新教育長の任命の日に、その効力を失うということで、これ以降につきましては、教育長は特別職となりますので、町長等の給与に関する条例の適用となるものでございます。

施行日につきましては平成27年4月1日、参考資料の7ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

以上、説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎日程第5 意見書案第1号

○議長（古館繁夫君） 日程第5 意見書案第1号農協関係法制度の見直しに関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長に

おいて、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第6 意見書案第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第6 意見書案第2号教育委員会の執行権限を尊重し、中立性の堅持を求める意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第7 意見書案第3号

○議長（古館繁夫君） 日程第7 意見書案第3号T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第8 意見書案第4号

○議長（古館繁夫君） 日程第8 意見書案

第4号特定秘密の保護に関する法律の廃止を
求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定に
よって、提案理由の説明を省略いたしたいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めま
す。

したがって、提案理由の説明を省略するこ
とに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま
す。

これから、意見書案第4号特定秘密の保護
に関する法律の廃止を求める意見書について
を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（古舘繁夫君） ただいまの出席議員
は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立
会人に2番大江道男さん、11番橋本博之さ
んを指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（古舘繁夫君） 投票用紙の配付漏れ
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 配付漏れなしと認め
ます。

念のために申し上げます。

原案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は
「反対」と記載願います。

なお、白票などの賛否が明らかでないもの
については、会議規則第84条の規定によ
り、反対とみなしますので、誤りのないよう
記載願います。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（古舘繁夫君） 異常なしと認めま
す。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号とお名前を呼び上げま
すので、順番に投票願います。

○事務局長（高崎利明君） それでは、議席
番号と氏名を申し上げます。

1番新鞍峯雄議員、2番大江道男議員、3
番中嶋すみ江議員、4番上杉晃央議員、5番
早瀬仁志議員、8番岡本美代子議員、9番坂
田美栄子議員、10番吉住博幸議員、11番
橋本博之議員、12番宗像密瑠議員、13番
大原昇議員。

（投票）

○議長（古舘繁夫君） 投票漏れはありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 投票漏れなしと認め
ます。

これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。

大江道男さん、橋本博之さん、開票の立会
をお願いします。

（開票）

○議長（古舘繁夫君） 投票の結果を報告し
ます。

投票総数は11票、有効投票も同じく11
票。

有効投票のうち、賛成の票が10票、反対
の票が1票。

以上のとおり、賛成が多数であります。し
たがって、意見書案第4号特定秘密の保護に
関する法律の廃止を求める意見書については
原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長に
おいて、別紙記載の提出先に提出することと
いたします。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

◎日程第9 報告第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 報告第1

号陳情事項の処理顛末について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第1号陳情事項の処理顛末についてはこれで終わります。

◎日程第10 報告第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 報告第2号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第2号専決処分の報告についてはこれで終わります。

◎日程第11 報告第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 報告第3号例月出納検査報告について、11月から1月分まで、お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第3号例月出納検査報告についてはこれで終わります。

◎町長のあいさつ

○議長（古舘繁夫君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しましたが、本会議が今任期中の最後の議会となりますので、町長から挨拶の申し出があります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今議会を振り返って、第17次の議会は、4年間、大変御苦労さまでございました。

私が印象に残っているのは、古舘議長が就任挨拶で言われた、議会は変わった、議会が見えるようになったと言われるよう、議会全員で議会改革に取り組むと挨拶されたのが印

象に強く残っております。

また、この4年間、緑の苑は移転、改築をされました。今、120のベッドで運営されております。状況としては極めて厳しいというお話も聞いておりますけれども、この町にはなくてはならない施設だと思っておりますし、また、民間の皆さんの力をかりて、認知症のグループホームは68ベッドがございます。質、量とも、この4年間で大変進んできたように思います。また、びほーるのオープンもできました。さらには、いい悪い、いろいろな考え方はあると思っておりますけれども、過疎地域の指定を受けたと。まさに、今、全国的な話題になっている人口減少社会の最たるものだと私は思っております。

いずれにいたしましても、4年間、大変お世話になったことにお礼を申し上げながら、また、この後、統一地方選挙が控えているわけありますから、立起される方については、御奮闘のほど、心から御祈念を申し上げたい、そのように思います。

4年間、大変お世話になりました。

ありがとうございました。

◎議長のあいさつ

○議長（古舘繁夫君） 引き続き、私からも、一言、大変高いところからでありますがお礼の御挨拶をさせていただきます。

御案内のとおり、私は、平成23年の5月から、議長職という大役をさせていただきました。大過なく終わろうとしておりますことも、局長を初め、事務局の皆さん、そして、ここにいらっしゃる議員皆さんの、さらに、行政執行機関の皆様方には、いろいろと御指導や御助言をいただきながら、何とか終わらせていただこうというときを迎えることができたことは、ただただ感謝にたえないところであります。

平成23年という年は、町の憲法だというふうに言われておりました自治基本条例が施行される年でもありました。議員の皆さんが全員出席の中で、議会報告会、そして意見交

換会、さらには自治会連合会の役員の皆さんとの懇談会並びに意見交換会という企画でもありました。結果的に、今、反省することは、もっと皆さんと意見を出したり、また、アイデアを持ち寄って、多くの町民の方々に出席していただけるような、そんな報告会や意見交換ができたのではないかというふうに反省するところがあります。ぜひ、反省を生かして、これから次の代が始まる方々に委ねたいというふうにも思っております。

これからもますます、町民または地域の方々から多くのニーズ、また、議会や行政に対する期待が多く出てくると思いますし、当然あることだと思います。

どうか、議員の皆さんにおかれましては、また、町長におかれても、そういう方々の意見や考え方をぜひ胸に、また頭の中にいただいて、少しでもそのお話が、また意見が行政や議会に反映できるように努力しなければならぬことは、私だけではなくて、ここにいらっしゃる皆さん、そのように感じていらっしゃると思います。

どうか、それぞれのお立場で、これからも、町長のお話にありましたように、統一地方選挙の洗礼を受ける皆さん方も、事故やけががなく、所期の目的が達成できますように、私からも御健闘をお祈りするところであります。

4年間、大変お世話になりました。

ありがとうございました。

◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） これで、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

平成27年第1回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 4時33分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員